

エネクス石油販売西日本株式会社 次世代育成支援についての行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全体が動きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 2 年間

2 内容

目標 1 : 育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性社員・・・計画期間中に 1 名以上取得すること。

女性社員・・・取得率を 70%以上にする。

※ (エネクス石油販売西日本株式会社就業規則第 54 条 1 項)

満 3 才に満たない子を養育する者には、請求により法律に定める育児休業を認める。

<対策>

・平成 25 年度 制度内容を周知するため、管理職を対象とした研修会の再実施

目標 2 : 小学生未満の子を持つ社員の短時間勤務制度の取得状況を次の水準以上にする。

・・・計画期間中に 1 名以上取得すること。

※ (エネクス石油販売西日本株式会社就業規則第 54 条 8 項)

子が小学校就学の始期に到達する前に育児休業を終了し出勤した者が請求した場合は、子が小学校就学の始期に到達するまで、1 日の所定労働時間を 6 時間とする事ができる。尚、育児休業を取得せず、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する者が申し出た場合も同様とする。

<対策>

・平成 25 年度 制度内容を周知するため、管理職を対象とした研修会の再実施